

# 『校本万葉集』の著者南部厳男について

—「南部一統家譜」の発見と厳男の周囲—

鴻 巢 隼 雄

## 一 厳男と雅澄

南部厳男「校本万葉集」（宮内庁書陵部蔵）の著者は、事実上「万葉集古義」校異作業の基礎を築き、間接には万葉学史上に功献した重要な人物である。すでに小関清明氏は、厳男の校本作成及び校異作業について、現存する同書の本文と書入れが、ことごとく厳男の自筆である点を指摘されたが、更に右の記事内容を分析検討して、「古義」の本文と比較と同校本との密接不離な関係についても明らかにされた。<sup>註一</sup>

右の両本、又雅澄が郷土の近世歌謡などを集成した「巷謡篇」など、研究的傾向の比較的強い著作の上で、二人は協力を惜しまなかつたが、その個人的な間柄を示す文献はこの他に極めてまれである。僅かに雅澄の歌文集である「山齋集」<sup>註二</sup>がその主なるもので、他に松山秀美氏、尾形裕康氏の「鹿持雅澄」その他数編の論考があるに過ぎない。ことに厳男の身辺については、山齋集その他の間接資料によつて推測するにとどまっている。右の中、厳男個人について比較的詳しく述べてあるのが尾形氏の記事である。<sup>註三</sup> 厳男は記憶力にすぐれ、藩の書記方に任せられたが、昼間接した文献を、帰宅後に一語も誤らず復誦した旨が紹介されている。厳男の身辺について、今

まで推測される点をまとめてみると、(1)年令は雅澄と殆んど同年輩か、むしろやや長じていたかと思われる。(2)極く若い頃、二人は同じ職場、或は性質の近い職業に従事していたらしい。雅澄は教授館の写字校正係であった。(3)厳男は雅澄に師弟の礼をとつたと思われる。(4)厳男という卓抜な頭脳は、雅澄と同じ仕事に従うことで、強い刺激を受け、向学心に燃えて、雅澄と協力し、その万葉研究を完成させようとひたむきに励みはじめたものと推測できる。(5)そして厳男が雅澄の私生活の中で占めていた高い比重は、雅澄の晩年まで続いて行つた。<sup>註四</sup>

## 二 家譜の所在

しかるに、このたび南部厳男の生涯の断片と、その家系及び周囲の事情を窺うに足る、極めて貴重な資料の所在を探り当てることのできたので、次にその一部を紹介し、墓地その他、周囲の事情を实地に探査した結果と共に報告して、厳男の身辺に考察を加えてみよう。厳男に関する記録というものは、東京都板橋区常盤台に住む南部茂樹氏が所蔵される「南部一統家譜」である。南部家は、代々土佐高知潮江に住み、先代茂理氏は兄の茂徳氏と共に明治戊申の役に出征後、はじめは船の乗員となり、やがて同郷の誼みで岩崎弥太郎と

親交が出来、三菱の社員となり、日本郵船の発足後、間もなく弥太郎の死に会い、改めて岩崎家の家令を勤め、大正十四年に、七十五才でなくなった名望家である。当主茂樹氏も明治三十九年に三菱地所に入社、退職後、現在はずでに清閑自適の境遇である。茂樹氏の弟故茂彦氏の後裔三菱倉庫社員の南部淳氏も現在東京都文京区駒込動坂に居住している。有名な南部式小銃の発明者である砲兵大佐南部茂時は茂理氏の末弟にあたる。高知市小高坂に住む工学博士島崎孝彦翁も、故茂理氏夫妻両名にとってはイトコである。なお興味を覚えるのは、茂樹氏先妻十重(島村姓)は武市半平太と血縁がある由。恐らく島村家と武市家との縁であるが、武市家は鹿持雅澄の妻きく女の生家である。茂樹氏が所有する累世の墓所は、現在高知市潮江塩屋崎町の佐竹広志氏店舗脇の細道を登った一劃に、低い煉瓦塀にかこまれ、十三基の墓石が静かに立っている。親類の高知市帯屋町横畑菊藏氏が管理している。但し後述するように巖男の墓は当所に見当らない。

### 三 南部氏の系属

さて右の家譜は美濃判、総枚数六十葉、表紙には「建依別国南部一統家譜」と記し、記事はまず狹野尊からはじまり、以下清和天皇を経て満仲、頼光、頼義、義光、義清(従四位上、甲斐守、土佐武田等祖)、更に甲斐国南部領光源行、その三男源高忠(土佐南部元祖)、数代を経て大野見玄蕃南部掃部の子「同弥三右衛門」に至り、はじめて「幡倉南部祖」と記し、南部姓の始祖を指定してある。この後記事は、「高智種崎築地水主屋舖南部本居大野見、伝云南部惣本」という見出しで、右と同一人物である南部弥三右衛門の名を再びあげ、その三子(惣左衛門、弥左衛門、弥三右衛門)の中、弥左衛門及びその直系の小兵衛以下を同族として一括記録し、この家系に「南部惣本」の

位置を与えている。又右の第三子二代目弥三右衛門の名の傍に「潮江高見南部祖」という註記が特に附してある。これについて家譜の記事は、新たに「潮江南部本居種崎築地水主屋式、家紋九枚笹之丸内三萬式」一族の名を掲げ、右の始祖二代目弥三右衛門以下九助(道重)、同九助(茂登)、彦助、茂寿、茂実、茂徳、弟茂理、茂樹(当主)の八代を連記している。

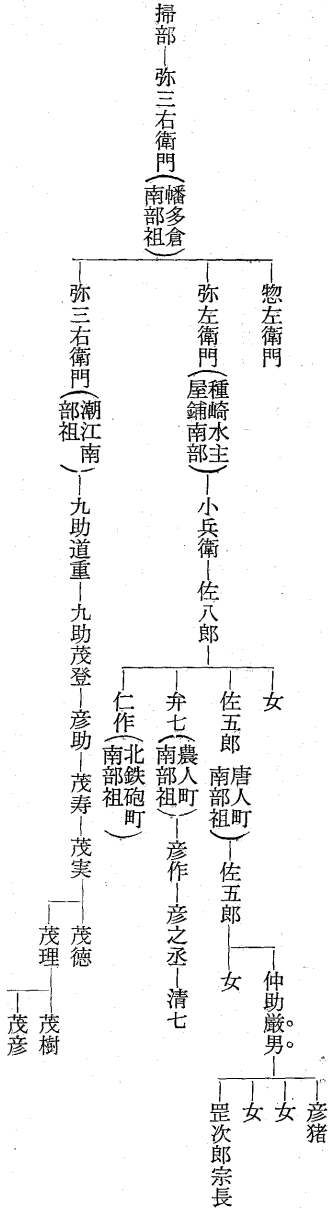
引きつづいて家譜の筆は「高智種崎水主屋舖南部」の長子である佐八郎の男女四子の中、それぞれ長男佐五郎を「唐人町南部」、次男弁七を「農人町南部」、三男仁作を「北鉄砲町南部」の祖とし、三家につき、後裔の名をあげている。ここで注意すべきは、巖男に関する記事が「唐人町南部」の項に登場して来ることである。家譜は「北鉄砲町南部」の記事の終りに「上件四家何も大野見弥三右衛門之後ハタ倉南部家之枝別也」と記しているが、これは、「高智種崎水主屋舖南部」から分れた三家及び「潮江高見南部」家がいづれも「幡倉南部」を本家とする同族関係にある点を強調したものと思う。その点に關し、家譜の記事は「高智種崎水主屋舖南部」の祖である弥三右衛門が、かつて幡倉に住し、「幡倉南部」を名のつていた旨を明らかにしている。今、弥三右衛門の項を参照すると

慶長五年津野庄御置目之後下二人扶持御切米四石被下置也故近作様御坐水主ニ被召抱相勤居之処寛永二年八月廿九日御遠行被遊候法光院殿日廻様ト申也己後下二人扶持御切米三石五斗被下之幡多倉水主ニ被仰付之種崎町之内築地水主屋舖ニ被差置御船倉へ御用相勤之寛永三年寅五月病死宗須信士潮江山大田尾道側ニ葬導師浄土真宗仏光寺末紺屋町真光寺也大野見在在之時ハ一統之禪宗ニ候此度ヨリ真宗之導師ウケ候ヨリ真光寺過去帳ニ寛永三年五月初六日大野見弥三右往生名宗須ト言ト有之也つまり「幡多倉南部」と「高智種崎築地水主屋舖南部」とは、いず

れも寛永三年に没した弥三右衛門を祖としており、もと水主(カコ)を業とし、高智城下の「幡多倉」から「種崎」町に移住した。又、右に引用した家譜には「本居大野見」「大野見在住之時」とも見えるので、南部一統の出自は高岡郡大野見村にあるとして<sup>註五</sup>。

さらに家譜の記述は、右の論旨に呼応するかのようには、本居大野見から出た「井尻浦南部」「津野大野見郷三ツ又村南部」「大野見郷熊秋邑南部」「小高坂邑越前町南部」「影山村南部」「伊勢川村南部」「横野村南部」「大野見郷本村野中屋式南部」「久保川郷大井村南部」「高知弘岡町南部」の諸系譜を列挙して終る。全冊の記事は巻頭の「狭野尊」以下「高智種崎築地水主屋鋪南部」の終りまでが二十六葉を占め、ついで「潮江南部」の項が十九葉で、これは単独の家系の記事では最も詳しいが、家譜伝来の経緯からみて当然である。 「農人町南部」二葉、殿男の属する「唐人町」二葉、「北鉄砲町」一葉である。

#### 四 一統の譜表



巻首からの要旨を追ってみると、家譜は「潮江南部」氏の家系を立てるにあたり、潮江又はその近くに住む、事情の比較的明らかな、日頃接触の多い同姓の系譜いくつかを参照し、且つ、城下に居住する同姓者のものにも適宜さかのぼり、潮江南部家を中心に、国内の「南部」統家譜」をとりまとめた体裁になっている。左に南部一統系譜の重要点を摘出し、その派生状態を表示して、殿男の家系と南部一統における殿男の位置を考える資料にしよう。

#### 五 殿男の家族

殿男は南部一統の中、唐人町居住の南部氏に属する。家譜には「唐人町南部本居種崎町之内築地水主屋鋪」という見出しで、殿男の祖父佐五郎の三人兄弟の代に、本居から分家した由が見える。曾祖父佐八郎の二代前、彌左衛門は、潮江南部の祖彌三右衛門と兄弟であった。殿男は「仲助殿男、初名徳太郎」又「初茂保」ともい、「妻弘岡村浪人松永宗庵娘」をめぐり、前年十一月末になくなった父の跡をついで、「文政三年庚辰正月廿二日家督相続被仰

付之」られた。(文政三年は雅澄三十才にあたる)。敵男には二男二女があり、長男「彦猪早世」長女「小林弥三八妻、離別、池添祥吉妻」次女「松永氏の養女トス」、末子「翌次郎宗長 初又太郎」と記し、同家の記事はここで終っている。次女の項に見える「松永氏」は妻の実家の姓であろう。この他敵男には「池甚兵衛妻無子」の妹一人が見える。<sup>註六</sup> 家族的には決して恵まれていなかったようである。

家督相続の年月は記されているが、その死没に関する記事が全く見られない理由は、この家の系譜が敵男の生前に「潮江南部家」の手に写しとられたためであろう。又、系譜が敵男の子供の代を書き入れた所で終っているのは、敵男が「唐人町南部家」の系譜に直接筆をとり、周囲の南部一統家譜の構成にも間接に寄与している事実を物語っているものと思う。敵男の俸禄について特別の記載がないが、父の家督を相続後、生活にかなり重大な変化があつて、官禄にたよらぬ身過ぎの道を立て得たためと思考する。というのも、天保十四年三月十六日、山齋集の題詞によれば、当時古義軒再建の資に窮していた雅澄に対して、彼が扶助をあたえた時、雅澄は、

南部敵雄子奉<sub>レ</sub>命赴<sub>レ</sub>于江門<sub>レ</sub>之時聊<sub>レ</sub>寸情敢<sub>レ</sub>投<sub>レ</sub>座右<sub>レ</sub>矣醜翁<sub>レ</sub>頃者有<sub>レ</sub>新宮<sub>レ</sub>古義軒<sub>レ</sub>之志<sub>レ</sub>而匠<sub>レ</sub>巧<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>前日忽<sub>レ</sub>辱<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>十<sub>レ</sub>之豊助<sub>レ</sub>是以宿心殆<sub>レ</sub>遂感<sub>レ</sub>謝何事如<sub>レ</sub>之仍<sub>レ</sub>而意<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>之云

と述べて一首を呈しているからである。俸禄によつて生活を支えていたとは思えない余裕がある。

## 六 祖父及び父

ちなみに父及び祖父の生活を窺つてみよう。祖父は「幡多倉水主 小兵衛嫡子南部佐八郎長子」で「南部仲助丈孝」と云い、「母川口氏」「初名左五郎 孝政又高正 政之字差間丈孝ト改ム」とある。

敵男の仲助という呼称は、祖父を襲つたものである。つづいて

寛保二年壬戌六月廿四日二人扶持御切米四石被下置之 新規御足輕二被召抱之 于時十八歳也文化元年甲子六月五日死八十一歳法名蓮光正意信士、妻ハ矢野氏文政元寅年六月廿二日死年八十法名日光寛紗仙信女 南部重代津野家長宗我部両家ニ由緒有之証抛物孝政惣領タルニ依テ伝之ト云也

とある。祖父は「唐人町南部」の初代であるから、「新規足輕」となつたであろうが、「二人扶持御切米四石」の身分はいかにも微禄である。鹿持家第二代の安治は跡目相続の時、式人扶持七石六斗、第三代儀七郎は、同じ寛保二年に、父と同様、分一役をつとめ、四人扶持切米拾三石をもらつている。「唐人町南部」の見出しの下にある但し書き「本居種崎町之内築地水屋舗」は、この家の出自、身分を物語っているものと思う。

父は「左五郎茂 初鎮之丞」といい、「実ハ下代類中島惣七伴」である。祖父仲助丈孝に「一男四女があつたが、嗣子猪三郎「早世」したので、次女(敵男の母)を「養子左五郎妻」とし、「一男一女」を設けたのである。この二児が敵男及び妹である。母の長姉は「安藤忠藏妻 生一女子」、一人の妹は「桐間將監殿内 山崎要兵衛妻無子」、他は「島村治三郎妻生三男二女」となつた。従つて敵男の父母の周囲も至極豪華である。父の左五郎の項には、ただ

文化元甲子七月廿九日家督相続被仰付文政二卯十一月廿七日死年六十一法名宗寛真栄信士

と見える。祖父の項には禄高が記されているが、父に対してはこの種の記事が皆無である。敵男が受けついで家督は、父の微賤な身分だけではなかつたか。父の誕生は宝暦八年である。仮に父母の結婚を父二十五才、敵男の誕生を父の二十八才の頃と仮定すれば、天明五・六年が敵男の生年となる。この結果からみると、敵男は寛政三年生まれの雅澄よりも、三、四年の年長と推定されるから、二人を

ほぼ同年輩の人物と考えることも不自然ではないように思う。

なお「農人町南部」の系譜によると、殿男の曾祖父に当る佐八郎について、やや異なった次のような記事がある。

正徳四午年下二人扶持御切米四石被下置新規五百人方御足輕ニ被召延亨四年丁卯十二月五日死法名良説信土墓潮江山大岩下上田喜右衛門和田氏墓ノ北ニ有

ここでは、ことさら墓所を記しているのが注意される。墓の位置が前記の「潮江高見南部」氏の現墓所と一致しないのは、実施探査によつて明らかであるから、潮江山の一部「大岩下」に、或は殿男をも含めた彼等の墓が発見される可能性はなお残されている。「農人町」「唐人町」「北鉄砲町」南部各家の墓地の記事で家譜にその所在が見えるのは、佐八郎だけである。

## 七 殿男の同族

なお念のため、同じように佐八郎から派生した「農人町」「北鉄砲町」両家の境遇を見ると、「唐人町南部」家とほぼ同じに、微賤であった。たとえば「農人町」の彦作の項には

文政中御足輕小頭ニ相成其後組外又御歩行格ニ進ム  
同清七には

実ハ御鋤砲鍛冶伊藤定助弟也嘉永四亥年四月組外ヲ以家督被仰付也

とあり、「北鉄砲町南部」の祖仁作についても

明和四亥年新規御足輕ニ被召出之

と見える。

しかるに「潮江高見南部」家だけは、その家譜の記事が極めて豊富詳細である。九助道重に関するものをそのまま次に示そう。彼は「実祢三右衛門養弟」に当り、「初名伝作」「妻福富某娘」である

が、

養父掛り之内延宝三卯年老人扶持二石被下置会所坊主ニ被召出其後還俗被仰付御加増被勤方

一、延宝三卯年より貞享二丑年迄拾壹年坊主ニ而会所へ相詰同八申年老人扶持老石御加増被仰付之

一、貞享三寅年還俗被仰付元禄九子年迄拾壹ヶ年御勘定役被仰付右勤之内元禄二巳年御切米三石御加増被仰付之

一、元禄十五年ヨリ同十五年迄六ヶ年御扶持米方役被仰付右勤之内元禄十四巳年御切米老石御加増被仰付之

一、同十六未年ヨリ宝永三戌年迄四ヶ年志和浦御分一役被仰付宝永四亥年ヨリ正徳元卯年迄五ヶ年下田浦御分一役相勤右勤之内宝永七寅年老人扶持御切米老石御加増被仰付之

一、正徳二辰年ヨリ同四年迄所々当分御用相勤  
一、同四ヶ年夏ヨリ御梶買横目役被仰付享保元申年暮為御褒美御米二俵被仰付

一、同五子年病氣ニ付右役目御免被仰付同年秋ヨリ御番入被仰付享保九辰年迄五ヶ年相勤候処病身ニ付遂御断実子伝七へ代勤役被仰付同十一年年迄代役共都合年数五拾三ヶ年相勤同暮病死仕候

享保十二丙午十二月十四日死年七十歳法名心光了休信土墓同所妻享保三戌四月六日死年四十六歳法名夏雲妙日信女右同

元文元丙辰十月十八日死法名寒光貞林信女ト言ル人アリ後妻ナルカ不詳龍昌寺過去帳ニ三代伝七祖母ト有ル也是ハ母之間違ニテハナキカ右同

とある。

右のうち「宝永四年亥年ヨリ正徳元卯年迄五ヶ年下田浦御分一役云々」の記事は、『土佐藩商業経済史』の中で、当時の下田駐在分

一役南部九助が、下田商人の風儀改革を提唱し、効果を上げて、脇差佩用を許された説明と一致する。右は初代九助を指す。又、九助茂登の項は、最も詳しく経歴を列記している。その中、重要と思われるもの一部をあげよう。

- 一、享保九辰年秋ヨリ御勘定方手伝無程切手方加役被仰付之
- 一、同十四酉年御城御普請ニ付当分加役被仰付
- 一、同十七子夏当分浦御銀取役被仰付之
- 一、元文四末秋御分一役被仰付柏嶋浦ニテ相勤
- 一、延享四年秋御船倉役被仰付本木挽木屋方役相勤之
- 一、宝暦六子八月大阪御銀方并御切定役被仰付之
- 一、明和三年正月御浦方先導役被仰付之

又、彦助茂生には

安永七戌十一月御浦御分一役被仰付之

次

の九市郎茂寿には

- 一、寛政八辰二月父跡式三人扶持御切米九石格式共無相違相続被仰付以後御勤方

一、同九巳十一月御蔵加役被仰付之  
特に、新しく

- 一、同十一未八月先達事御国廻摺仕成御用被仰付之処大暑中數日昼夜繁多ニ相納依之為御補御銀拾両拜領被仰付之

などとあり、何かの機縁で、国用の廻摺りの作業を請負いはじめている。その初期に初代の称三右衛門が、「寛永十八巳年下代類ニ被召出老人半扶持三石五斗」を下されたのを出発として、「天和三亥年迄四拾三ケ年相勤」めたとする家譜の記事は、今から二百七・八十年を遡るが、初代九助の宝永年間、下田浦分一役駐在の時代から数えれば、すでに二百五十年は経過している。このような家譜の記事を総合すれば、「潮江南部」家は、はじめ恐らく「水主」の業に

従い、やがて官途にも就き、分一役などで功を遂げ、佩刀を許された後、藩府の御用達などを請けて家業の基礎を固め、城下一円の一部一統の中で重きをなしはじめたものと思う。但し白札格又は郷士となった形跡はない。

## 八ま と め

右のように「建依別国南部一統家譜」を調べた結果では、南部殿男について今まで不明のままに残されていた諸点に探りを入れる糸口がつかめたように思われる。雅澄の生涯の中、心から打ちつけて、終始変らぬ親交をかわしつづけたのは谷景井、細木瑞枝、南部殿男の三人である。彼等は雅澄と共に夜の更けるのも忘れて歌を詠み、古典を語り明かすが常であつたし、雅澄と殿男の特別な親しさは随時発揮された。祖母の長寿を祝う雅宴を古義軒で開くに当り、まず士格に列している上級者だけを招き、ついで日を改めて親縁者の集まりを催し、殿男を後のグループに加え心からもてなしている。又野市村の瑞枝の家を訪れ、猥歌の競詠という無礼講を開いた時にも殿男は誘われて参加していた。

これらの例だけに頼って、今まで私は殿男の身分を農民であろうと推定していたが、新資料の発見によって右の考えを修正しなければならぬ。青年初期に博覧強記で頭角をあらわし、藩庫の書記方にとりあげられていたにもかかわらず、父の左五郎に倅らしきものなく、大川添いの唐人町陋巷に住みつき、殿男自身も弘岡浪人松永宗庵の娘を妻としている事実があり、他方には天保十二年、恐らく五十才近い頃、古義居士にかなりの金員を献呈する余力を生じていたことを思うと、いかにもその転身の早さが想像できるように思う。殿男はその後、潮江南部家の資力その他を背景にして、たくみに世流に倅さし、実業に転じて行つたとか考えられぬ。ことに国用に

奉ずる形の回船業、もしくは或る種の国産商品の売りさばきに従事したのである。公用で江戸に赴いたのもそのような生活の断面が出ているに相違ない。

従って一方には「家譜」に書き入れねばならぬような官途歴を自分は持ち合わせていないと感ずる、一種の空しい気持も晩年の巖男の胸にあつたのであろう。「唐人町南部」一家の家譜の記事が、巖男の子供の代で終わっている理由も、巖男自身が身辺の記入を試みた所で筆を絶つたという事情によるものと思う。

「潮江南部」一家の記事から判断して、「南部一統家譜」の成立について次の事が考えられる。即ち潮江南部家は、或る代（恐らく茂寿の頃）に家伝の記録、口碑を中心にし、それに巖男の筆になる

## 源氏物語における万葉歌の流伝

——その階梯的考察——

### 一 序

王朝期諸作品には、しばしば、もはや前代的な文学遺産たる万葉歌が散見される。源氏物語においてもその例外でなく、物語の性質上引き歌でないが、かなり多くを認め得る。いつたい、後世の万葉歌流伝の問題は、万葉享受史の側とそれを含みもつ作品じたいとの、連続するけれども表裏二つの断面をもつてあろう。つまり研究対象として双頭的な位相が示されるわけである。その場合、この双頭的な断面を連続させる何らかの必然的な関係、——享受主体じ

「唐人町南部」一家の家譜をも巖男の手から借り受け、その他も参考にしながら南部一統をまとめ上げたようである。

註一 小関清明氏「南部巖男校本万葉集と万葉集古義」国語と国文学昭31・3

註二 松山秀美氏「鹿持雅澄年譜」土佐史談第四九号

註三 尾形裕康氏「鹿持雅澄」七二—三頁

註四 拙稿「万葉集古義の前身」古代文学第二号

註五 現に大野見村には南部姓があり、有名な南部静軒その子藤男の出身地である

註六 池甚兵衛については不詳であるが、晩年の雅澄の「日記」安政三、四年にわたつて、池甚吉方謡曲会興行を聞きに行く記事がある。或は巖男との関係が仲介しているであらうか。

註七 平尾道雄氏「土佐藩商業経済史」二七—八頁（山内家文書）

註八 県立図書館司書高芝氏の入念な調査にもかかわらず「郷土帳」その他に潮江南部家の家族名は見出せない。

註九 松山秀美氏「香美野に於ける雅澄」短歌雜誌九の三、四

鈴 木 日出男

しんの要請と流伝性じたいの関連およびその間に介存するさまざまの具体的な可能性が考えられようが、とにかくある種の媒介による関係がなければならぬ。そうした必然的ななりゆきのなかで、更にこの双頭的な断面がそれぞれの立場で再び鍍直されてゆくべきである。しかし、「なにゆえに」という必然性の媒介をいきなりその作品に問いかけることはできないであらう。少なくとも源氏物語作者の意識へのそれは、物語じたいが矛盾に満ち過ぎ、あまりに難澁である。そこで、手がかりとして、「どのよう」に流伝されたかをつきとめる必要がある。つまり、万葉から源氏物語への流伝が